

岡山県土木施工管理技士会会長表彰 表彰規程

H26. 3. 10

第1条 岡山県土木施工管理技士会（以下「本会」という。）の行う表彰は、この規程の定めるところによる。

第2条 この表彰は、土木施工管理技士の技術力、品位及び社会的地位の向上に顕著な努力があった者について行う。但し、当該年度の一般社団法人全国土木施工管理技士会会長表彰の推薦（表彰）者は除く。

第3条 本会員に対する表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。

- 一 土木施工管理に関する技術の向上に努め、その功績が顕著な者
- 二 優良工事として表彰された工事若しくは特に優秀な成績をあげた工事に従事し、他の模範となる者
- 三 ボランティアに参加する等、積極的に社会貢献活動に努め、他の模範となる者
- 四 土木技術を継承する若い世代の技術者、技能者の育成に努め、その功績が顕著な者
- 五 新技術・新工法の採用に努め、その功績が顕著な者
- 六 論文発表等、土木の魅力を戦略的に広報活動した功績が顕著な者
- 七 その他表彰するに値すると認められる者

第4条 表彰の選考は、下記の手順で実施する。

- 一 会員会社の代表者が表彰推薦書（別紙-1）を本会へ提出する。
- 二 企画運営委員会でその内容を厳選に審査して選考する。
- 三 表彰者は、原則として5年間は同一会員を重複として対象としない。

第5条 表彰者は、岡山県土木施工管理技士会会長が毎年、通常総会において表彰し、記念品を贈呈する。

第6条 この規程の運用に関する必要な事項は、企画運営委員会の決するところによる。